

**改正**

平成19年9月28日条例第14号

平成24年6月22日条例第12号

肝付町個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条～第12条）

第3章 個人情報取扱事務の登録等（第13条）

第4章 開示、訂正、利用停止等

第1節 開示（第14条～第28条）

第2節 訂正（第29条～第37条）

第3節 利用停止（第38条～第44条）

第4節 適用除外等（第45条）

第5節 不服申立て等（第46条～第49条）

第5章 雑則（第50条～第53条）

第6章 罰則（第54条～第58条）

附則

**第1章 総則**

（目的）

**第1条** この条例は、自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、町政の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他

の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

(2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(3) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(4) 町民等 町内に住所を有する者及び町内に住所を有しないが、実施機関に個人情報が保有されている者をいう。

(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（肝付町情報公開条例（平成17年肝付町条例第11号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関の責務）

**第3条** 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の取扱いについては、町民等の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

**第4条** 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

（町民等の責務）

**第5条** 町民等は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 実施機関における個人情報の取扱い

（収集の制限等）

**第6条** 実施機関は、個人情報を収集するに当たっては、当該個人情報を取り扱う事務の利用の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 2 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- 3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。
  - (5) 所在不明、精神上の障害により事理を識別する能力を欠く状況にある等の事由により、本人から収集することが困難であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは、当該事務の目的を達することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
  - (7) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
  - (8) 国又は他の地方公共団体から収集する場合において、本人以外のものから収集することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (9) 前各号に掲げる場合のほか、肝付町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、本人から収集することにより実施機関の利用目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施が困難となるおそれがあると実施機関が認めるときその他本人以外の者から収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき又は審査会の意見を聴いた上で、当該利用目的を達成するために必要で欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。
- 5 法令等の規定に基づく申請、届出その他これに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報については、第3項第1号の規定により収集されたものとみなす。

(正確性の確保)

**第7条** 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

**第8条** 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次条及び第54条において同じ。）が公の施設の管理を行う場合において個人情報を取り扱う場合について準用する。

3 実施機関は、利用目的に照らし、保有する必要がなくなった保有個人情報を、確実かつ速やかに破棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料その他これらに類する資料として特別に保有する必要があるものについては、この限りでない。

(従事者の義務)

**第9条** 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて行う個人情報の取扱いに関する業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

**第10条** 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。

(3) 出版、報道等により個人情報が公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。

(5) 当該実施機関以外の町の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。

(6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

(7) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他特別の理由があると実施機関が認めるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は組織に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

**第11条** 実施機関は、前条第2項第3号から第8号までの規定により、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(オンライン結合による提供の制限)

**第12条** 実施機関は、オンライン結合（通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを結合し、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等の規定に基づくとき又は審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、オンライン結合により個人情報を提供することができる。

3 前項の規定による提供の内容を変更しようとするときも、同項と同様とする。

### 第3章 個人情報取扱事務の登録等

**第13条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、特定の個人を検索することができるように個人情報が記録された公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について

新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 利用目的
- (4) 公文書に記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の項目
- (5) 本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として公文書に記録される個人情報の対象者の範囲
- (6) 記録情報の収集方法
- (7) 記録情報を当該実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。）又は公務員等であった者に係る個人情報取扱事務であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。）
- (2) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡に利用するため、相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務
- (3) 一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務
- (4) 前3号に掲げる事務のほか、規則で定める個人情報を取り扱う事務

4 前3項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由があるときは、個人情報取扱事務が開始され、又は変更された日以後において、第1項の規定による登録又は第2項の規定による登録事項の抹消をすることができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該登録又は登録事項の修正等をしなければならない。

## 第4章 開示、訂正、利用停止等

### 第1節 開示

(開示請求権)

**第14条** 町民等は、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

3 死者に関する個人情報については、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときに限り、開示請求をすることができる。

(1) 相続人が、被相続人である死者から相続した財産に関する情報の開示を請求するとき。

(2) 相続人が、被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報の開示を請求するとき。

(3) 死者の配偶者（届出をしないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子又は父母が、慰謝料請求権、遺贈等、当該死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報の開示を請求するとき。

(4) 親権者が、死亡時において未成年であった当該親権者の子に関する情報の開示を請求するとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、実施機関が開示の請求を認めるとき。

(開示請求の手続)

**第15条** 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人である法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所

(3) 死者に関する個人情報の開示請求をしようとする場合にあつては、死亡時における死者の氏名及び住所

(4) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有

個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること又は同条第3項の規定による開示請求にあつては同項各号に該当する請求権者（第25条第2項において「請求権者」という。）であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

**第16条** 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- （1） 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する内閣総理大臣、各省大臣その他国の機関若しくは鹿児島県の機関の指示により開示することができないと認められる情報
- （2） 開示請求者（第14条第2項及び第3項の規定により開示請求をする場合にあつては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- （3） 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分



- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 町の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 町の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 評価、診断、選考、指導等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ
  - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - カ 町、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 未成年者の法定代理人による開示請求に係る情報であつて、開示することにより、当該未成年者の利益に反するおそれがあると認められるもの

(部分開示)

**第17条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号に掲げる情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

**第18条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第16条第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

**第19条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

**第20条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示を実施する日時及び場所を速やかに書面により通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合における当該利用目的については、この限りでない。

- (1) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、町の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示を

しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）をしたときは、当該各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の全部又は一部が第16条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記しなければならない。

（開示決定等の期限）

**第21条** 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

**第22条** 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） 本条を適用する旨及びその理由

（2） 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

（事案の移送）

**第23条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第20条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

**第24条** 開示請求に係る保有個人情報に町、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第48条及び第49条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第16条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第47条及び第48条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

**第25条** 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴又は印画したものの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書、図画、写真並びにフィルムの保存に支障を生ず

るおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写し又は印画により、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は当該開示請求をすることができる法定代理人若しくは請求権者であることを証明するために必要な書類その他規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第20条第1項の規定による通知があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(開示請求等の特例)

**第26条** 実施機関があらかじめ定めた個人情報について、本人が開示請求をするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、実施機関が定める簡易な方法により、開示を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による開示の申出（以下この条において「開示申出」という。）をする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示申出に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示申出があったときは、直ちに当該開示申出に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合において、開示の方法は、前条第1項の規定にかかわらず、実施機関が定めるところによるものとする。

(他の法令等による開示の実施との調整)

**第27条** 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第25条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第25条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

**第28条** 開示請求をして、文書、図画又は写真（これらを複写したものを含む。）の写し及びフィ

ルムの印画したものの交付を受ける者は、当該写し及び印画したものの交付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 開示請求をして、電磁的記録の開示（閲覧に準ずるものとして規則で定めるものを除く。）を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

## 第2節 訂正

（訂正請求権）

**第29条** 町民等は、自己を本人とする次に掲げる保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（1） 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

（2） 開示決定に係る保有個人情報であつて、第27条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

（訂正請求の手続）

**第30条** 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

（1） 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人である法定代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

（2） 法定代理人が本人に代わって訂正請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所

（3） 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

（4） 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 訂正請求をする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類又は資料を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 第1項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保

有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

**第31条** 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（訂正請求による一時停止）

**第32条** 実施機関は、第30条第1項の規定による訂正請求があったときは、次条の決定をするまでの間、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用又は提供を一時停止しなければならない。ただし、一時停止により、事務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合は、この限りでない。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により一時停止をしなかったときは、その事実を審査会に報告しなければならない。

（訂正請求に対する措置）

**第33条** 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前項の決定をしたときは、同項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

（訂正決定等の期限）

**第34条** 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第30条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

**第35条** 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、

相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

**第36条** 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報第23条第3項の規定に基づく開示に係るものであるときその他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前に行った行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定等をしたときは、当該実施機関は、当該訂正請求者及び移送をした実施機関に対し、その内容を書面により通知しなければならない。

4 前項の規定による通知(第33条第1項の決定(以下「訂正決定」という。))に係るものに限る。)を受けた当該実施機関は、当該訂正決定に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正しなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

**第37条** 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

**第38条** 町民等は、自己を本人とする第29条第1項各号に掲げる保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条の



規定に違反して収集されているとき又は第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

**第39条** 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人である法定代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 法定代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所

(3) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(4) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

**第40条** 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求による一時停止）

**第41条** 実施機関は、第39条第1項の規定による利用停止請求があつたときは、次条の決定をする

までの間、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用又は提供を一時停止しなければならない。ただし、一時停止により、事務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合は、この限りでない。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により一時停止をしなかったときは、その事実を審査会に報告しなければならない。

(利用停止請求に対する措置)

**第42条** 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前項の決定をしたときは、同項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

**第43条** 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

**第44条** 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

#### 第4節 適用除外等

**第45条** この章の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報

並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出た統計調査に係る個人情報に含まれる個人情報

(3) 鹿児島県統計調査条例（平成21年鹿児島県条例第17号）第2条に規定する統計調査によって集められた保有個人情報

2 この章の規定は、図書館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保管している個人情報については、適用しない。

3 保有個人情報（肝付町情報公開条例第7条に規定する非開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、この章（次節を除く。）の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。

#### 第5節 不服申立て等

（苦情の処理）

**第46条** 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審査会への諮問）

**第47条** 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第49条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求

の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

**第48条** 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

**第49条** 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第5章 雑則

(肝付町個人情報保護審査会の設置)

**第50条** 第47条に規定する諮問に応じて審査審議するため、審査会を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する審査審議会を通じて必要があると認めるときは、個人情報に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、町長が任命する委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(運用状況の公表)

**第51条** 町長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(出資法人等の措置)

**第52条** 町が資本金、基本金その他これらに準ずるものを補助し、又は出資している団体（以下「出資法人等」という。）であって、規則で定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

（委任）

**第53条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

## 第6章 罰則

**第54条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて行う個人情報の取扱いに関する業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人ファイル（一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第55条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第56条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第57条** 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

**第58条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年1月1日から適用する。

(肝付町電子計算機処理に係る個人情報保護に関する条例の廃止)

- 2 肝付町電子計算機処理に係る個人情報保護に関する条例（平成17年肝付町条例第13号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務についてのこの条例第13条第1項の規定の適用については、同項中「について新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行後遅滞なく」とする。

**附 則**（平成19年9月28日条例第14号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則**（平成24年6月22日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。